

# 年額100円で大きな安心!!

## PTA活動中の 様々な事故に幅広く対応します!

PTA会員がPTA行事参加中に不慮の事故にあわれた場合に、幅広く補償を行うため、PTA会員のおケガの共済制度と賠償事故等のお見舞金制度を組み合わせた互助制度です。

### 会 費

会員一人につき、通常加入は年額100円（共済掛金95円・負担金5円）、新規中途加入は年額90円（共済掛金85円・負担金5円）として全会員分を一括して会長が互助会事務局の口座に納入します。

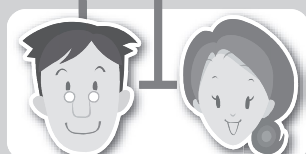
※個人での加入ではなく、単位PTAとして、加入・納入となります。 ※新規中途加入は、前年度加入していないPTAのみが可能です。

### 補償の対象となる方

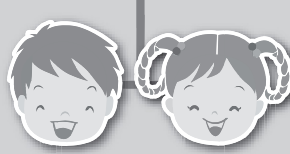
1. 加入PTAの全会員（教職員会員も含まれます）
2. 加入PTA幼・小・中・高・特別支援学校及び国公立幼保連携型認定こども園に在籍する園児・児童・生徒
3. PTA会員の同居の親族（別居の祖父母の方は会員代理で出席した場合に対象となります）
4. PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方（PTA行事に参加するボランティアの方などで、様式-2-A、Bのに記載されている方）



同居の親族



会 員



園児・児童・生徒



教職員(会員)



ボランティア

### 補償の対象となる行事・活動

(一社)埼玉県PTA安全互助会の互助制度では、PTAが企画・立案し、「主催または共催する行事」の活動中の事故を補償いたします。

※PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する行事で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続を経て決定されたものをいいます。つまり、総会・運営委員会等で活動計画として事前に承認・決定されている行事をいいます。

(一社)埼玉県PTA安全互助会 埼玉県高等学校PTA連合会 埼玉県PTA連合会 さいたま市PTA協議会 埼玉県国公立幼稚園PTA連合会 (一財)埼玉県高等学校安全振興会	主催 共催	◎総会・役員会・理事会・専門委員会等 ◎各種研究、研修集会等
郡市町村PTA連合会 各地区PTA連絡協議会	主催 共催	◎総会・役員会・理事会・専門委員会等 ◎各種研究、研修集会等
単位PTA	主催 共催	◎総会・役員会・理事会・専門委員会等 ◎学級、学年PTA、単位PTA主催の活動
上記以外		◎行政機関が実施するPTAとの共催事業 ◎県P等より上部機関の実施する各種業務 ◎県P等・郡市町村P・単Pの他団体との共催事業 ◎県P等・郡市町村P・単Pが機関決定し、会長の委嘱した業務 ◎PTA会長が認めた関連団体への出張

### 補償の対象と ならない 行事・活動

- ◎総会・運営委員会等で活動計画として承認・決定されていない行事
- ◎PTA以外の団体や機関が主催したもので、PTAが共催団体になっていない活動
- ◎「子ども110番の家」等を利用し、その結果当該「子ども110番の家」等の家人に災害が発生した場合

※PTA行事としてPTA会員の参加を活動計画として承認・決定されている場合に対象になります。